

グリーンガイドラインを踏まえた企業結合審査（クボタによる日本鉄管の新設製造子会社の株式取得）

【文献種別】 審査結果／公正取引委員会

【公表年月日】 令和7年3月27日（概略公表）、同年6月13日（詳細公表）

【事件番号】 令和6年度における主要な企業結合事例3

【事件名】 （株）クボタによる日本鉄管（株）の新設製造子会社の株式取得

【審査結果】 問題解消措置を前提とした統合承認

【参照法令】 独占禁止法10条

【掲載誌】 公正取引委員会ホームページ

新潟大学講師 丁 宇

事実の概要

1 株式会社クボタ（以下「クボタ」という。）は、日本鉄管株式会社（以下「日本鉄管」という。）が自社のダクタイル鉄管製造工場を分社化して設立する製造子会社の株式に係る議決権の19.9%を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画していた。本件行為により、製造子会社はクボタ及び日本鉄管の共同出資会社となる。

2 本件行為は、独占禁止法10条2項に規定する届出要件を満たさないが、当事会社から具体的な企業結合計画の内容を示した相談があった。公正取引委員会（以下「公取委」という。）は、「企業結合審査の手続に関する対応方針」6（1）に基づき、届出を要する企業結合計画への対応に準じて本件行為を審査した。2025年3月27日、問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断し、本件審査を終了した。同年6月13日、本件審査結果の詳細を公表した。

3 当事会社はいずれも「ダクタイル鉄管等」の製造販売業を営む会社である。公取委は、本件行為が水平型企業結合に該当すると判断し、単独行動または協調的行動により競争を実質的に制限することとなるかどうかを分析した。審査結果の公表資料では、本件の検討対象であるダクタイル

鉄管小口径管についてのみ詳述している。

4 当事会社は、二酸化炭素排出量の削減効果に係る効率性の向上を具体的に主張した。それに對し、公取委は、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「グリーンガイドライン」という。）に沿って検討を行った。

審査結果の要旨

1 一定の取引分野

（1）商品の概要等

ダクタイル鉄管は、通常の鉄管の強度や延性を改良したダクタイル鉄を用いた鉄管であり、主に上水道用途の水道管として使用されている。小口径管、中口径管、大口径管と分類されている。上水道用途の水道管は、ほかにも、ポリエチレン管、塩化ビニル管及び鋼管がある。敷設管の更新先送りと、更新時のより安価なポリエチレン管への切り替えが生じている結果、ダクタイル鉄管小口径管の需要は大きく減少している。

（2）商品範囲

耐震性・価格・使用実績等が異なるから、需要の代替性が限定的であり、かつ、製造技術・製造設備・原材料が異なるから、供給の代替性が認められないため、ダクタイル鉄管とそれ以外の管は異なる商品範囲を構成する。

設置場所により流量や水圧等に対応できる口径

の管が必要となるから、需要の代替性が限定的であり、かつ、製造設備が異なるから、供給の代替性が認められないため、異なる口径のダクタイル鉄管はそれぞれ商品範囲を構成する。

以上より、公取委は、ダクタイル鉄管の小口径管、中口径管及び大口径管を本件行為の商品範囲としてそれぞれ画定した。

(3) 地理的範囲

ダクタイル鉄管小口径管の製造販売業者は日本全国で販売を行っており、かつ、地域により販売価格や輸送の難易度に違いが生じるといった事情は存在しない。したがって、公取委は、日本全国を地理的範囲として画定した。

2 競争の実質的制限

(1) 本件行為による製造・販売体制

当事会社は、いずれも全てのダクタイル鉄管を製造販売している。本件行為後、クボタは小口径管の半製品だけについて、日本鑄鉄管は小・中・大口径管の完成品について製造子会社から供給を受け、販売は当事会社それぞれが独自に行うことを計画している。公取委は、製造子会社を通じて当事会社間で間接的に企業結合関係が形成されること、及び、コストが共通化されるとともに機微情報が共有されるおそれがあるため、当事会社間で協調関係が生じることを認定した。

(2) セーフハーバー基準の該当性

日本全国におけるダクタイル鉄管小口径管市場において、本件行為後の HHI が約 5800、HHI の増分が約 1700 であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

(3) 単独行動による競争の実質的制限

関連市場においては、当事会社グループの合算市場シェアが約 70% と高いこと、輸入・参入圧力が認められないこと、並びに、需要者からの競争圧力が限定的であることが認められた。しかし、公取委は、下記の理由で、当事会社の単独行動による競争の実質的制限にならないと判断した。① 市場シェアの約 30% を占め、かつ一定程度の供給余力を有する A 社が存在するため、競争者の牽制力は一定程度認められたこと、② コストが共通化されるのが小口径管の半製品に限られることに加え、後述の問題解消措置を前提とすれば機微情報の共有という懸念が解消されるため、本件行為

後においても当事会社間の競争関係は一定程度維持されると考えられたこと、③隣接市場であるポリエチレン管からの競争圧力が一定程度認められたこと、④後述する効率性が認められたこと。

他方、GUPPI を計算した結果、当事会社が本件行為後に完全に一体化することを前提とすれば、日本鑄鉄管が単独で値上げをするインセンティブを有することが確認された。ただし、当事会社が本件行為により完全に一体化するわけではなく、かつ、ダクタイル鉄管が同質財であって GUPPI の前提条件に該当しないことを理由に、当該計算結果は「参考に留める」ものと扱われた。

(4) 効率性

当事会社は、本件行為により、ダクタイル鉄管の原材料である鉄スクラップを溶かすためのキュボラ炉について、二酸化炭素排出量の少ない電気炉に切り替えた上で製造子会社に導入すること（以下「切替計画」という。）を計画していた。切替計画による二酸化炭素排出量の削減という形での効率性の向上について、公取委は、グリーンガイドラインの説明を踏まえて、下記 3 つの観点から検討を行った。

「企業結合に固有の効率性向上であるか否か」について、公取委は、切替計画と同等の効率性を達成しうる、かつより競争制限的でない他の方法の有無を検討した。2 つの例として、一方の当事会社単独での電気炉導入、及び、企業結合行為を伴わない業務提携が挙げられた。しかし、前者の場合に、当事会社の内部文書を踏まえると、切替計画のほうが、投資額が少なく、かつ早期の製造開始が可能であることが認められた。後者の場合に、クボタが資本関係のない企業に対して自社の従業員を出向させて電気炉の稼働ノウハウを提供することが難しいのに対し、切替計画のほうが、当事会社間の資本関係を生じさせる点で、電気炉の稼働の早期実現に有益と考えられ、実際、日本鑄鉄管の内部文書において、クボタからの出向を受け入れることへの希望が確認された。

「効率性の向上が実現可能であるか否か」について、日本鑄鉄管の内部文書では、電気炉の発注を完了していることが確認されており、その後、電気炉でのダクタイル鉄管小口径管の製造計画が進められるものと考えられた。また、当事会社が環境省や地方公共団体の定める方法に基づき算定

された結果を前提とすれば、キュポラ炉から電気炉への切り替えにより二酸化炭素排出量の大幅な削減が見込まれる。

「効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであるか否か」について、公取委は具体的な分析をせず、グリーンガイドラインの説明に依拠して「製造過程における二酸化炭素排出量の大幅な削減は品質の向上と評価でき、需要者の厚生は増大する」と認定した。

(5) 協調的行動による競争の実質的制限

本件行為により、関連商品の製造分野における見掛け上の事業者数は3社から2社になる。2社とも一定程度の供給余力を有する。

製造販売分野の全体では、商品が同質的であること、需要動向の予測が比較的容易であって技術革新の余地も小さいと考えられること、過去数年間にわたって市場シェアに大きな変動がない等の競争状況であったことを踏まえると、本件行為前から、当事会社及びA社が互いの行動を予測することが容易な状況にあることは否定できない。

しかし、公取委は、下記の理由で、協調的行動による競争の実質的制限にならないと判断した。
①前述した通り、本件行為後においても当事会社間の競争関係が一定程度維持されると考えられること、②隣接市場からの一定程度の競争圧力及び効率性の向上が認められること。

3 問題解消措置

当事会社からは、当事会社グループ間において製造子会社を通じて機微情報が共有される懸念を解消するべく、下記の問題解消措置を講じる旨の申出があった。

(1) 一方当事会社のダクタイル鉄管販売部門の役職員が、他方当事会社のダクタイル鉄管に関する機微情報を知得する可能性のある業務（以下「本件業務」という。）を兼務させない。

(2) 本件業務の従事者以外の者が機微情報にアクセスできないように、システム上・物理上の障壁を設ける。

(3) 本件業務の従事者を、当該身分が失われた時点から2年間、当事会社のダクタイル鉄管販売部門に所属させない。

(4) 本件業務の従事者から、それ以外の者に対して機微情報を開示しない旨を遵守することな

どを定めた誓約書を取得する。

(5) 少なくとも年1回、上記措置の遵守状況を確認し、その結果について報告書を作成する。

(6) 公取委の承認を得た上で、当事会社からの独立性及び専門性を有する第三者を監視受託者として選任する。監視受託者を選任するまで、本件行為を実行しない。

解説

一 はじめに

本件は、企業結合審査において二酸化炭素排出量の削減による効率性の向上を認めた最初の公表事例として注目されている。グリーン社会の実現に向けた当事会社の取り組みについて、公取委がどのように評価し、特に、企業結合ガイドラインの判断要素とグリーンガイドラインの説明をどのように整合させるかを理解する上で、重要な参考になると考えられる。以下では、本件審査結果の特徴と今後の課題を解説する。

二 単独行動による競争の実質的制限

本件では、当事会社の合計市場シェアが高いとはいえ、関連商品の販売分野において事業者の数が減少せず、かつ、当事会社間のコストの共通化が限定的であることから、本件行為前と比べて、単独の価格引上げの蓋然性は有意に変化しない。また、競争者及び隣接市場からの競争圧力が一定程度認められた。特に関連商品から隣接商品への需要移行が進む状況に鑑みれば、当事会社の価格上昇圧力は仮に生じても、消費者の利益に長期的な弊害を及ぼす可能性が低い。したがって、公取委の判断は適切なものといえる。

他方、GUPPI (Gross Upward Pricing Pressure Index [粗価格上昇圧力指数])。その経済学的の意味については、経済法判例百選〔第3版〕56事件〔久保研介解説〕参照)の計算結果は、当該指標の経済学的の意味に基づく前提条件と本件行為の実態が一致しないこと、及び、効率性の向上による相殺効果を考慮に入れなかったことから、当事会社の価格上昇圧力を正確に反映するものではない。定量的分析の実施に際しては、今後、関連市場の状況に相応しい指標を選定して、定性的分析との整合性を確保することが求められる。

三 協調的行動による競争の実質的制限

本件行為は、競争者の本社の株式を取得せず、製造子会社から半製品の供給だけを受ける点で、非ハードコア・カルテルとしての共同生産に類似する側面を有する。しかし、当事会社の切替計画においては、両社間の資本関係が生じるならば、クボタが安心して自らのノウハウを製造子会社に提供できるとされている。そうだとすると、本件行為により、両社の利害が一致し、協調的行動を行うインセンティブが高くなるといえる。本件を企業結合として審査することは、共同生産によるコストの共通化や情報共有の可能性に加え、利害の一致も考慮に入れて協調的行動の蓋然性を全面的に評価しうる点で、合理性を有する。

本件行為前から、寡占的な市場構造の下では、当事会社とA社が互いの行動を容易に予測できる状況にある。また、各社とも一定程度の供給余力を有し、協調からの逸脱を報復できる。コストの共通化が限定的であり、かつ問題解消措置により情報共有が抑制されるとしても、資本関係による利害の一致が存在する以上、協調的行動のリスクが消滅するわけではない。

しかしながら、協調的行動のための前提条件が既に満たされている以上、当事会社の利害の一致が消費者の利益に追加的な弊害を及ぼすとまでは言い難い。他方、隣接商品への需要移行が進むことにより、当事会社の直面する競争圧力がますます大きくなる可能性も認められる。それゆえ、公取委の対応は妥当なものと考えられる。

四 効率性の向上

グリーン社会の実現に向けた取り組みの競争法上の効果について、グリーンガイドラインでは、企業結合ガイドラインと同様に、効率性に関する3つの観点から検討すべきとしている。とりわけ、二酸化炭素排出量の大幅な削減が見込まれる場合に関して、需要者にとって使用上の価値に直接の変化がない場合でも、品質の向上と評価することを認めた点、及び、排出量の削減効果の算定方法を例示した点において、企業結合ガイドラインの一般的な説明を補完する役割を果たしている。

もっとも、担当官解説が説明しているように、効率性の向上が認められる事案であっても、他の要素と合わせて総合的な勘案を行う必要があり、

競争の実質的制限が認められる場合がありうる。本件では、効率性の向上を考慮しなとも、競争の実質的制限のおそれが小さいという審査結果に至る余地は十分にあると考えられる。

他方、グリーン社会の実現に関連する効率性の向上を正確に評価するためには、少なくとも以下3つの課題につき検討を深めることが望まれる。①電気炉の「早期」導入といった一時的な効率性の競争促進効果を分析するための考え方を明確にする必要がある。②排出量の削減分が「大幅」に該当するかを判断するための基準を設ける必要がある。③関連商品の使用上の価値を変えない政策目的上の効果は、需要者の支払い意欲を増やす点で、品質の向上として理解することも可能であるが、需要者の支払い意欲は社会情勢に左右されるため、その実態に即した個別具体的な検討が必要となりうる。これらの課題を検討するにあたっては、当事会社の提出資料に依拠するのみならず、公取委による自主的な調査や第三者の知見の活用が期待される。

五 問題解消措置

本件では、情報遮断措置を講じることにより、製造子会社を通じた情報共有に関する懸念が相当程度緩和され、当事会社の統合による消費者への弊害が最大限に抑制されると考えられる。また、適格な監視受託者が措置の実施状況に関する監査等を行い、その結果を公取委に報告するといった仕組みが設けられたことは、措置の実効性確保の観点から評価できる。今後は、監視受託者と公取委との積極的な連携、並びに、産業の動向等に関する公取委の事後的検証が重要であろう。

● 参考文献

相澤央枝ほか「担当官解説」公取898号（2025年）79頁
矢上淨子「グリーンガイドラインの意義と役割——実務的観点からの検討」経法46号（2025年）59頁

* 本稿の執筆に際し、独占禁止法判例研究会（2025年9月9日）における土佐和生先生の報告資料を参考にした。また、野口宗一郎先生から有益な助言をいただいた。もっとも、本稿における見解はすべて筆者個人に属するものである。